

令和3年 第6回
教育委員会定例会会議録

令和3年6月16日(水)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2569号
令和3年第6回定例会

日 時 令和3年6月16日(水) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室(テレビ会議)

| | | |
|-------|----------|---------|
| 「出席者」 | 教 育 長 | 浦 田 幹 男 |
| | 教育長職務代理者 | 田 谷 克 裕 |
| | 委 員 | 中 村 博 |
| | 委 員 | 寺 原 真希子 |
| | 委 員 | 山 内 慶 太 |

| | | |
|------------------|--------------|---------|
| 「説明のため出席した事務局職員」 | 教育推進部長 | 星 川 邦 昭 |
| | 学校教育部長 | 湯 川 康 生 |
| | 教育長室長 | 佐 藤 博 史 |
| | 生涯学習スポーツ振興課長 | 河 本 良 江 |
| | 教育指導担当課長 | 篠 崎 玲 子 |

| | | |
|-------|--------|---------|
| 「書 記」 | 教育総務係長 | 佐 京 良 江 |
| | 教育総務係 | 藤 井 俊 輔 |

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区社会教育委員の委嘱について

日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

- 1 緊急事態措置に係る実施期間の再延長等を踏まえた施設及び事業の対応について
- 2 港区スポーツセンター競技場2及び競技場3の臨時休止について

日程第3 報告事項

- 1 緊急事態宣言の再発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について
- 2 後援名義等の5月使用承認について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の5月事業実績について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の7月事業予定について
- 6 図書館の5月分利用実績について
- 7 図書館・郷土歴史館の5月行事实績について
- 8 図書館・郷土歴史館の7月行事予定について

- 9 7月教育人事企画課事業予定について
- 10 みなと科学館の5月利用状況について

「開会」

○教育長 ただいまから令和3年第6回港区教育委員会定例会を開会をします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いをしたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○中村委員 分かりました。

日程第1 審議事項

1 港区社会教育委員の委嘱について

○教育長 日程第1 審議事項に入ります。議案第46号「港区社会教育委員の委嘱について」説明
をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「港区社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。本日付資
料ナンバー1を用いてご説明いたします。

本件は港区社会教育員の設置に関する条例第2条に基づき、港区社会教育委員を委嘱すること
について、ご審議いただくものでございます。

本来は3月にご審議いただくものでしたがこの時期になりましたことをおわびいたします。申し
訳ございませんでした。

また、前回の委員会でご質問いただきました社会教育委員の活動について、ご審議いただく前
にご説明したいと思います。資料の3枚目、参考資料を御覧になっていただきたいと思
います。

「主な活動の内容」でございます。

まず、「社会教育関係団体に対する補助金の交付について」ご審議を頂いております。次に生涯学
習推進計画の策定、改定についてご意見を頂き、計画に反映してございます。

また、「社会教育委員会の諮問に関する答申について」でございます。こちらは平成26年度に国
の新規事業であります学校支援地域本部事業、現在の地域学校協働活動推進事業になりますけれど
も、こちらの開始に当たりまして、平成23年度に諮問し、平成24年度に学校教育を支援するた
めの学校と地域の連携方策について答申を頂いております。

次に「地域学校協働活動推進事業の運営について」です。こちらは地域コーディネーターの人選
やまた事業運営についてのご意見を頂き、ご審議いただいております。

なお、先程ご説明いたしました本事業につきましては、平成31年3月までの事業名は「学校支
援地域本部事業」となります。過去の活動内容については記載のとおりでございます。簡単ではあ
りますけれども社会教育委員の活動については以上でございます。

恐れ入りますが、資料2枚目にお戻りください。「港区社会教育委員の委嘱について」ご説明いた
します。港区社会教育委員の設置に関する条例第2条に基づきまして、家庭教育や学校教育などの

幅広い意見を社会教育行政に反映させるため社会教育委員を委嘱しており、今期は10名の方に委嘱を予定してございます。

項番1「委員候補者」の一覧を御覧ください。学識経験者の坂口委員、福永委員、また社会教育関係の寺西委員、家庭教育関係の井上委員、学校教育関係者の渡邊委員は引き続きの委嘱をお願いしております。また、学識経験者の柴田委員、社会教育関係者の伊藤委員、篠田委員、学校教育関係の酒井委員、高山委員は新たな委員として委嘱しております。なお、社会教育関係、学校教育関係者は充て職でございます。

項番の2「学識経験者（柴田新任委員候補者）の略歴」でございます。東京学芸大学教育学部准教授で専門分野は社会教育学でございます。令和元年8月から令和3年3月まで港区生涯学習推進計画検討委員会の委員を務めていただきまして、今期の計画策定に関わっていただきました。また、地域の教育力、学校との地域の連携に関する研究がご専門ということで、地域学校協働活動推進事業における情報の提供や、またご意見を伺えるものと思っております。

項番の3「任期」についてです。令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

簡単ですけれども説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第46号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。異議がないということですので、議案第46号については、原案どおりに可決することに決定をいたしました。

日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

1 緊急事態措置に係る実施期間の再延長等を踏まえた施設及び事業の対応について

○教育長 日程の第2「教育長の臨時代理に伴う報告事項」に入ります。報告事項1、「緊急事態措置に係る実施期間の再延長等を踏まえた施設及び事業の対応について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 では緊急事態措置に係る実施期間の再延長等を踏まえた施設及び事業の対応についてご説明いたします。本日付臨時代理報告資料ナンバー1を御覧ください。

本件は東京都の緊急事態等の対応を受けて、緊急事態措置等の延長期間を6月1日から6月20日までとし、引き続き臨時休館、休止する施設や事業、また閉館時刻を20時とする施設など港区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時代理し処理しましたことを報告し、ご承認を得るものでございます。

項番1「処理の内容」です。恐れ入ります、資料の2枚目を御覧ください。経過でございます。

5月28日、政府は東京都をはじめとした区域に関わる緊急事態について、対策特別措置法の規定に基づきまして実施期間を6月20日までとすることなどについて決定し、公表いたしました。また、東京都も同日、東京都における緊急事態措置等の内容を公表いたしました。

これを受けまして教育委員会では、東京都が示した緊急事態措置等の内容を踏まえまして、緊急事態措置等の延長期間を6月1日から6月20日までとするなどの対応をいたしました。

次のページをめくっていただきますと、項番2「区施設・事業の運営について」でございます。こちらは引き続き、箱根ニコニコ高原学園は休園、学校施設開放事業は休止です。また（イ）の引き続き閉館時刻を20時とする施設は生涯学習センター、青山学習館、運動場です。スポーツセンター、氷川武道場は今回再開し、閉館時刻を20時といたしました。通常どおり運営する施設等は図書館です。郷土歴史館、また、みなと科学館は今回再開した施設でございます。

次に「事務事業等」についてです。教育委員会が主催するイベント、公演等について区民が直接参加する事業については区がガイドラインに基づく運営を徹底して行うことなど記載のとおりでございます。

項番3「周知方法」でございます。告示を含め区のホームページ、SNS、各施設での掲示等で対応いたしました。恐れ入ります。1ページにお戻りください。項番2「臨時代理の日」です。令和3年5月31日でございます。

簡単でありますけれども説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 はい、ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長の臨時代理に伴う報告事項1については報告どおりご承認いただくということでご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないということですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項1についてはご承認を頂きました。

2 港区スポーツセンター競技場2及び競技場3の臨時休止について

○教育長 次に報告事項の2「港区スポーツセンター競技場2及び競技場3の臨時休止について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 港区スポーツセンター競技場2及び競技場3の臨時休止についてご説明いたします。本日付臨時代理報告資料ナンバー2を御覧ください。

本件は新型コロナウイルスワクチン接種会場として利用するため、スポーツセンターの競技場2及び競技場3を臨時休止することを港区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時代理し処理しましたことを報告し、ご承認を得るものでございます。

項番の1「処理の内容」でございます。臨時に休止する施設及び期間でございます。まず競技場

2、主にバドミントンの競技場として使われているところでございます。こちらは令和3年8月1日から令和3年9月30日まで。

また競技場3、こちらは卓球の会場としてよく使われているところでございます。こちらは8月31日までは特定天井の工事のため、今は臨時休止しておりますけれども、工事終了後の令和3年9月1日から令和3年9月30日までといたします。なお、接種の状況等により、期間が変更になる可能性がございます。

次に「周知方法」でございます。告知を含め区ホームページ、施設等で掲示により周知いたします。なお、競技場2の8月の利用承認を受けている団体にはもう個別に周知を行いました。

項番2「臨時代理の日」は令和3年6月9日でございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等がございますでしょうか。

田谷委員どうぞ。

○田谷委員 参考までに伺いたいんですけれども、まず一つ目は施設を供与する、提供するに当たって、オリンピック関連に問題がないのかということ。それとこの接種関連、実際中で働かれる方たちというのはどういうところから来ることになるのか。その辺をお知らせいただきたいです。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、サブアリーナとアリーナにつきましては練習会場として提供いたしますけれども、この期間については動線も別に設置いたしますので、影響はございません。

また二つ目のご質問につきましては働く方、こちらは予防ということの職員ということと新たに委託になることになるとは思いますが、そちらについてももしっかり対応したいと思っております。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

それでは、臨時代理に伴う報告事項2については報告どおりご審議いただくことについて、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項2についてはご承認を頂きました。

日程第3 報告事項

1 緊急事態宣言の再発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

○教育長 日程の第3、報告事項に入ります。「緊急事態宣言の再発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について」説明をお願いいたします。

○学校教育部長 教育指導担当課長が2020大会の学校連携観戦事業の関係で調整に急遽入りしましたので、私の方からご報告させていただきます。

こちらについても6月1日からの緊急事態宣言の再延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について一部見直しをしましたので、その内容について。5月末の段階で、一度口頭で先生方にはご報告申し上げていると思いますけれども、改めて教育委員会の場でご報告をさせていただきます。

4月25日からの緊急事態宣言に際しましては、変異株が相当入り込んできているということがあって、1月から3月までの緊急事態宣言のときよりもかなり厳しい措置ということで、これまでの経験の中でも子どもたちが陽性になっているのは大人から、ほぼほぼ家庭の中で大人から感染しているということがあったので、学校の中にそのウイルスを持ち込ませないということを大前提として、かなり厳しくやってまいりました。

その関係と、あと、特に高校生以上で部活動の活動期間とか行き帰りの中での感染が、ということがあったので、都立学校についても、ここは基本的には活動を中止ということで一律中止にしていました。今回の6月1日からの中では一部見直しをしたものが部活動になりまして、一律中止にしていたのですけれども、文化部など、特に感染のリスクが極めて低いものについては再開をということで、一部制限付きで活動を再開しています。

運動系の活動についても1月からの緊急事態宣言のときもあったんですが、個人練習みたいなものを中心に、接触は短時間でやるものに限ってOKとする。文科系についてもコーラスや吹奏楽についてはなかなか厳しいんですけれども、それ以外のものについては感染対策をしっかりした上で活動を再開するというで見直しをしました。

ただ、やはり保護者の心配等があるので、項番1の(2)にありますとおり、こういう形で再開する場合については、それぞれ参加の生徒の保護者の了承を得てくれというお話をさせていただいています。

項番2については、学校の中に入れるのは通常学校に出入りしている子どもたちと教職員に限るということで4月25日からやってきましたが、長期間に及ぶということで、PTAの活動などいくつかの教育関係で必要なものはかなり制約されていました。6月1日からは、少人数、特定の人については学校の中での出入りがOKということで、PTAの役員会などについても、短時間で少人数でということでやっていただいています。

なお、保護者会等全校一斉ですとか、人数が多くなるものについては、引き続きオンライン中心ということでやっていただいているというのがこの6月20日までの対応での見直し内容ということになります。資料はその辺が詳しく書かれているのは2枚目以降の別紙ということでつけさせていただきますけれども、説明は割愛をさせていただきます。ご説明は以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

田谷委員どうぞ。

○田谷委員 保護者会、実際に自分たちが開催していたのとオンラインだったらどっちの方が……。

もしオンラインの方が多いうだったら今後そういう方策を考えた方がいいかもしれないけれど。

○学校教育部長 かなりオンラインでやって、保護者の方もオンラインでの色々な会議が慣れておられるし、仕事を持っている方もいらっしゃるの、オンラインでやってもらった方が学校にわぎ

わざ集まらなくていいとか、仕事のその時間だけ抜けてとかということでの支持も受けているようですが、主催する方としてはなかなか直接こういう形で会ってお伝えしたいことが結構あるので、まだまだ学校関係者の中では対面が希望されている部分がありますけれども、こういう事態の中オンラインでもかなり慣れてきたので、その辺も含めて、おそらく今後は仮に参集をするにしてもオンライン参加もOKということで、保護者の都合に合わせて参加できるような形になっていくのかなと思います。

○田谷委員 ありがとうございます。私が息子たちの現役のときも、保護者会って非常に出席率が悪い。特に春の保護者会はいいかもしれないけれども、だんだん少なくなって、小学校6年生とか中学3年生、最終学歴年齢の子どもたちの場合は、色々その後の問題もあるのでご参加される方が多いんですけども。だからかえってそういうことがあれば、コロナが晴れた暁には両方考えられるかと思ったんですけども、ちなみにその辺寺原先生、振っちゃって悪いけれどもいかがでしょうか。実際にそうされていますよね。

○寺原委員 そうなんです。保護者の方々からお声を聞いていて、そうするとおっしゃるとおり、仕事の合間に出やすいというのは本当に助かるんですけども、画面を先生だけがオンでほかはオフだったということで、やはり保護者会の、一つのメリットというのは周りの保護者たちとお話をし、色々な普段気づかないことを指摘してもらえるとという点があります。「最近元気ないけどどうなの」とか、そういう話はどうしてもオンラインではできないので、補えないものもやはりあるねというお話で、先程部長がおっしゃったことと共通しているかなとは思いました。

○学校教育部長 いずれにしてもハイブリッドみたいな形で、どちらかを選べるみたいな形の方が、参加率としては多くなると思いますね。そこは今後また調整をしていきたいと思います。

○教育長 この報告についてほかに何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。よろしいですか。

- 2 後援名義等の5月使用承認について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の5月事業実績について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の7月事業予定について
- 6 図書館の5月分利用実績について
- 7 図書館・郷土歴史館の5月行事实績について
- 8 図書館・郷土歴史館の7月行事予定について
- 9 7月教育人事企画課事業予定について
- 10 みなと科学館の5月利用状況について

○教育長 それでは次に「後援名義等の5月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の5月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の7月事業予定について」「図書館の5月分利用実績について」「図書館・郷土歴史館の5月行事

実績について」「図書館・郷土歴史館の7月行事予定について」「7月教育人事企画課事業予定について」「みなと科学館の5月利用状況について」、この9点については定例の報告になりますので配布資料のとおりでございます。各報告事項について質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それではこれらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんからそのほか何かございますでしょうか。

寺原委員どうぞ。

○寺原委員 先週だったか、文科省から校則についての見直しや実態調査の通知が出たかと思うんですけども、港区の小中学校の、もちろん書いてあるもの、書いてないもの両方あり得ると思うんですけども、その辺りの実態がどうなっているかというのを教えていただけたらと思います。

○学校教育部長 校則についてはこの間各学校にどういう形になっているかということで調査をしてくれておまして、一部には例えば肌着の色の指定があったりだとかということがあって、それについてはやはり校則として決めるのはどうなのかということで、改善されている部分があるような報告を受けています。

そのほかについては議会でも時々質問を受けたりする部分があるので、いわゆるブラック校則みたいな、ちょっと問題があるというのは港区の中では今のところはほぼないかなということと、あと今後については、生徒の意見なんかも聞きながら、その校則の中身について議論していくということが必要なのではないかなということになっているということ聞いています。

○寺原委員 分かりました。

○教育長 篠崎さん、補足はありますか。

○教育指導担当課長 今日通知を出そうと思って今、準備しているんですけども、この2年間くらいかけて、ちょっと子どもたちが疑問に思っていることとか、あとこうしていったらいいよということについては、こういう公聴会の日に、色々子どもたちから出せるようにしてくださいという話をしていて、学校も色々こう見た感じで、あとPTAの方に聞いたり、ちょっとこれはもう時代に合わないんじゃないかとか、どうしてこうかという話は、実は2年間かけて色々しているのです。

今お話があったかもしれないんですけども、下着の色を限定して決めている学校があったりとか。でもそれは保護者の方から出てきたんですって。チャラチャラした下着にしないで、薄ダイダイにしろと言って、もう薄ダイダイと書いてあったんですね。でもそれも、別に何も誰もおかしいとは思わず来ちゃったというところがあったので、どうするという話をして、下着なんかは別に言われなくたって、自分で清潔なものでいいからということで取ったということが去年あったんですね。なので、そういう話をしています。

で、今回このことがあったのもあるのですけれども、改めて必ず今年度、色々コロナのこととかも忙しいですけども、子どもたちから生活をより良くするための機会を必ず設けてくださいとい

うような通知を出します、今日午後。それで、良い取り組みについてはちょっとまた聞かせてください、聞き取りさせてもらいますというのをちょっと一文入れて、今日出すような形で考えています。

○寺原委員 保護者からすると、そもそもどういう決まりがあるのかということ自体が把握できていないので。

○教育指導担当課長 小学校は休みごとに、色々入るときに、生活の決まりというのを配っていますよね。あれの付随するのが多分4月に全部時間中に配っていると思うんですよ。

○寺原委員 そうなんですか。

○教育指導担当課長 何々小のルールみたいな。

○寺原委員 あれを校則と呼んでいるのでしょうか。

○教育指導担当課長 校則というか、生活の決まりだったり生活のルールというような言い方をし、小学校は先にいきなりどうするというのはなかなか難しいので、大枠があった上で各学年ごとの決まりってあると思うのでどうするとか、集合して廊下に並んで移動した方が危なくないよねとか、そういうことを決めていくというのがあって、それが素地になって中学に行くと、もっと自分たちの生活を良くしなきゃという意識が芽生えてくるし、それをもっと引き伸ばしていくことが中学校の責務かなというところがあるので、生徒会を中心に決めていくというのが大きいかなと思います。

○寺原委員 私がよく保護者として見るのは、例えば夏休みは早寝早起きでとか、そういうものくらいなのですが、ルールの一覧表はあったりするんですかね。

○教育指導担当課長 そちらはつくってないですね、済みません、今後ちょっと課題に。

中学校はそういうこともあったので、3年くらい前から毎回校則を全部送ってもらって、どうなっているかというのを見ることはしている。

○寺原委員 なるほど。

○教育指導担当課長 小学校はどっちかという、東京都とかを受けて、私たちがそれをもっとしっかり港区版にアレンジしたものを夏休みごととかに冬休み前とかに配って、生活指導主任会とかで説明しているんですね、重点課題でSNSとか。それは必ず夏休み冬休みの前とかに言ってくださいというのにも反映したりしているので、どちらかという大枠がこうあった上でその時期ごとに出しているというのが小学校は多いので。

ちょっと今後小学校なんか年間でもどういうのがあるかとかは、済みません、ちょっと集め切れていないところもあるんですけども、確認していきたいと思います。なんか中学校ばかりすごくそういうちょっと色々あったので、済みません。

○寺原委員 分かりました。

○教育指導担当課長 分かりました、ちょっと確認してみたいと思います。

○田谷委員 私が聞いているのは、ある都立高校なんだけれども、制服夏服・冬服。で、夏は夏服しか着ちゃいけないと。そうすると女の子さんなんかは今クーラーがある。

○寺原委員 寒いこともありますね。

○田谷委員 だからその校則ができたときはそれで良かったと思うんですよ。今はどこもクーラー、しかもギンギンに利くじゃないですか。そうするとカーディガンを着たいと。そうしたらそれは校則違反だから駄目だって。今後問題になってくると思うけれど、都立高校はやはりそういうようなところがあったということを知っているんだよね。

やはり時代が変わってくるし、クーラーが利いていたりとか、冬はよく暖房が利いているとかというと、着衣を脱いだり着たりとかというのは重要なところだと思うんだよね。そういうことがなければいいけど。そういった、ちょっと時代、環境によって変わってくることもあると思うんですよ。

だから、もうそれしか着ちゃ駄目とか、白いブラウスに何かスカート以外は着用しちゃいけないとかね。寒いんだったら、カーディガン羽織っていいんじゃないかと思うんですけどね。そういうことがなければ、いいと思うんだけど。制服なんかはもう、校則で決まっているんですか。

○教育指導担当課長 港区の場合は標準服という言い方をしているんですね。なので、制服という絶対それを着なきゃいけないとなるじゃないですか。「標準服」というとそれにふさわしい恰好をすればいいので、例えば白いシャツでも同じシャツじゃなくてもいい訳ですよ。似たようなものでも、というふうにしています。

それは、校則の中では見たところ、これを着ろというのにはなっていないで、ふさわしい、清潔感のある着方をしましょうというような形になっています。多分、これが荒れてきたりとかすると、また別の意味で変えていかなきゃいけなくなる。それは子どもたちの自主性ということじゃなくて、教員側からの強制という形になってしまうのかもしれないんですが、そういうのがあります。

昔、髪の毛を肩につくように、肩についたら結びますというので、結構2年間くらいかけて保護者の方と、うちに結構こう色々なご意見があって、2年間ずっと色々協議したということがあるんですけども、人によって肩についたらつくのかなか、ちょっとかかったら肩なのかという認識が、長さで書かないと分からない。でも首の長さはみんな違うから分からないというのがあって、その学校も、別にその学校も別に隠したりするような学校じゃないので、「ではどうしたらいいかね」ということで子どもたちと一緒に考えて、顔にかかったりしないように勉強がしっかり集中できるような髪形にするみたいだね。清潔感のある中学生らしさというものにして、それを分かるようにしようねというようにしたというのが5年くらい前にありました。

○田谷委員 もう学校に任せているんですよ。各学校に。

○学校指導担当課長 そうですね、校長の経営計画の中に出して、でもどっちかというとは今は校則で縛って子どもたちを管理するというよりは、子どもたちから過ごしやすいようにするという意識の方が、どこの中学校も強いと思います。

○田谷委員 私もさっき「制服」と言っちゃったけど「標準服」ですよ。

標準服の問題も難しく、例えば関わってきたので白金の丘学園にするときに、中学校はもともと標準服だったと。小学校も、篠崎さんよくご存じだけど、標準服を導入しようという意見が出て

賛否を取ったんですよ。で、最終的に採用することにしたけれども、新しい1年生だけでいいよと。もうその時点で2年生から6年生まではどっちでもいいと。標準服を買ってもらってもいいし、買わなくてもいいよと。ただし1年生から標準服を着ることが好ましいという表現だった訳。何かそういうような表現だったのです。

そうしたら結構な割合で上の学年も標準服に変わっちゃうのね。で、確かに僕は合理的だと思うんですよ。それだけあればいい訳で、よほどおしゃれな物は別としてね。で、今篠崎さんが言われたように、例えば、今頃の季節のワイシャツは白の半袖かポロシャツでもいいんですよね。

○学校指導担当課長 どちらでも。

○田谷委員 そうすると洗濯面なんかを考えるとポロの方が楽じゃないですか、ジャブジャブジャブジャブ洗っちゃって。だから一応そういうふうに保護者の方がされていたりとかね。

それから、また都立の高校の話になっちゃってあれなんだけれど、我々の頃だったと思うんですけど、やたら私服化が流行った時期があった。それであの当時は制服という呼び方をしていたんじゃないかな。「制服反対」ということで、結構都立なんかで私服で、それが着たくて、私服で都立高校に行く子が増えたりなんかしたんだけど、うちの息子が受験する頃だから、10年くらい前から、あれまた標準服に変わっているはずだから、乱れ過ぎちゃって。要するに学生らしからぬとかね。だからちょっとその辺が、やはりあまり自由にしても、風紀が乱れちゃうのかなということ、標準服は今、港区の場合は芝小…。

○学校指導担当課長 芝小と白金の丘ですね。

○田谷委員 芝小なんかはよりカチツとした標準服にしているのかな。あれ格好いいんだよね。ちょっとそこの学校、慶応っぽい、幼稚舎っぽいあれなんだけど、ジャケットも確かあるんですよね、あれ格好いいんだけど。

で、やはりアンケートを取ると入学式のときに1年生って大体親御さんは男の子だとスーツ買っちゃうでしょう。うちも長男次男で2回、おじいちゃんとおばあちゃんが買ってくれたんだけど、ついぞ着たのはそれ1回だけだったという。

まあ冠婚葬祭があるからいいわよとかね、上の子下の子って、下の子は全然サイズが違っちゃって駄目だったりとか、もうそういうのは非常に無駄だと思う訳ですよ。だから、そういうのもなくなるし、みんな一緒にみんないいという言い方は僕は好きじゃないんだけど、非常に親としては楽かなというのがね。

○中村委員 標準服だから別に着なくて、突飛な恰好して行ってもそれはそれで別に構わないんですか。

○学校指導担当課長 着た場合になぜその恰好なのかとか、やはり標準服にしている意味とかをやはりちょっとしっかりそれは指導しなきゃいけないですね。過去にもありました。私服で来て、髪の毛も金で染めて、まれにいるんです。すると学校がなぜそうなったのかと。心の問題もあったりするじゃないですか。だから闇雲に駄目じゃなくて、「ここまで直さないとやはりみんなも納得しないし、どうする」とかと言って、結局その子は自分は1か月ぐらいかけて直して入りました。そ

のまま前は御成門だったんですが、別室で勉強して、自分で納得して、なんかちょっと反抗期と何かというので。

○田谷委員 家庭の問題もあったんですね、やはりね。

○学校指導担当課長 そこはやはりどの中学校にそういう子がいても、闇雲に断ったり怒ったりじゃなくて、なぜそうなっているかとか、そういう決まりがあるしねというところは伝えて。

○寺原委員 頭髪の色とかパーマとかよく問題になりますけど。

○学校指導担当課長 それはうち書いていないです。

○寺原委員 ないんですね。

○学校指導担当課長 清潔な頭髪、「清潔感のある」というような書き方ですね。でもここ3、4年そういう子は聞かないですね。

○寺原委員 だからガチガチにしなくても、そこまで。

○学校指導担当課長 そうですね。

○寺原委員 基本信頼してということですね。

○学校指導担当課長 はい。

○寺原委員 さっきおっしゃっていた通達を出されるとおっしゃったのは、どこに対してですか。

○学校指導担当課長 学校に。

○寺原委員 学校に対してですね。

○学校指導担当課長 文科省から通知がたまたま来たのもあったので、きちんとそれを受けて、やはり自主的にルールを決めるということは大事だというような内容なので、毎年私たちも参考にもらってどうかなということで色々話をしたり、「ちょっとこれどうですか」というような話をしたりもするので、もらってはいるんですけど、改めてそういう協議の場、子どもたちが考えられる場を設定してくださいというような。

○寺原委員 それは小中両方ですか。中学校でしょうか。

○学校指導担当課長 中学校、小学校もです。ごめんなさい。今、決裁に回っていて返ってきたらとかと言っていたもので。どちらへも出すような予定ではいます。

○寺原委員 ありがとうございます。

○教育長 だから、あとは今寺原委員からもありましたように、親御さんたちがどこまで知ってるかというところがあるので、ちょっとそのね。そもそも校則という形なのか、生活のルールになっているのかよく分からないけれども、ちょっとそこも含めてもう一度ちょっと少し確認してみてください。

○学校指導担当課長 そうですね、なんか急にそれが出ると変なので、なんか港区ではこうしているというのを何かで紹介しながら、必要に応じてという形ですかね。ちょっと考えさせていただきま。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 入学式とか、そういうセレモニー的なときには、やはり服はそろっているのがいいと

というような、それは。

○学校指導担当課長 標準服で参加かということでしょうか。

○中村委員 それはそう指導しているのでしょうか。

○学校指導担当課長 はい、そう指導しています。

○中村委員 それはしているんですね。

○教育長 標準服は必ず全部持たないといけないんですか。

○学校指導担当課長 一応原則購入していただいていますね。

○教育長 では大丈夫だ。

○中村委員 では制服みたいなものですね。ただいつも着てこなくていいよという感じ。それだけじゃないということですね。

○学校指導担当課長 そうですね。

○中村委員 なるほどね。

○学校指導担当課長 ごめんなさい、先ほどの私の話、校則の、校則というかルールについては小中宛です。すみません。

○寺原委員 ああ、ありがとうございます。

「閉会」

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それではほかになれば、事務局の方は大丈夫でしょうか。

なければこれを持ちまして閉会といたします。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博